

熊本城マラソン 2026 企画運営業務委託業者選定実施要項

1 業務概要

(1) 業務委託名

熊本城マラソン 2026 企画運営業務委託

(2) 業務目的

熊本城マラソン開催にあたり、マラソンの実施計画を策定し、円滑な企画運営を行う業者を選定するもの。

(3) 履行場所

熊本市内一円 ほか

(4) 業務内容

別紙1「熊本城マラソン 2026 企画運営業務委託 基本仕様書」(以下、「基本仕様書」という。)による。

(5) 業者選定の方法

公募型プロポーザル方式

(6) 契約期間

契約締結日～令和8年(2026年)3月31日まで

(7) 提案上限額

387,742千円(契約締結時の消費税及び地方消費税相当額を含む)

※提案上限額は提案にあたっての目安(上限)となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提案上限額とは必ずしも一致するものではない。

2 担当部署

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本城マラソン実行委員会事務局(熊本市役所 経済観光局イベント推進課内)

電話 096-328-2948(直通)

メールアドレス eventsuishin@city.kumamoto.lg.jp

3 参加資格要件

本業務は、単独の業者又は任意に結成された2者以上の共同企業体による実施方式とする。単独の業者として参加する場合は、次に掲げる条件をすべて満たす者であるとともに、別に参加する共同企業体の構成員となることはできない。

また、共同企業体として参加する場合は、次に掲げる(1)～(9)を共同企業体のすべての構成員が満たすべき条件とし、(10)においては共同企業体の構成員のうち半数以上が満たすべき条件、(11)においては共同企業体の代表事業者が満たすべき条件とする。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱(平成20年告示第731号)第

- 5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
 - (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号の規定に該当しないこと。
 - (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (6) 消費税及び地方消費税並びに熊本市税の滞納がないこと。
 - (7) 業として本件プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
 - (8) 過去3年の間、熊本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市長が認めるものでないこと。
 - (9) 熊本県内に本店又は支店・営業所等を有する者であること。
 - (10) 県内外から広く誘客を図るイベント等における企画運営業務の実績を有すること。
 - (11) 本件プロポーザルに事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第18号)第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)として参加表明書を提出した場合、その組合員は単体として、参加表明書を提出することはできない。
本件プロポーザルに事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員も併せて(1)、(5)及び(9)の要件を全て満たす者であること。

4 スケジュール（下記日程はあくまでも予定）

内 容	日 程
公告（公募開始）	令和7年（2025年）4月 7日（月）
質問締め切り	4月14日（月）
参加表明書提出締め切り	4月22日（火）
第一次審査（書類審査）	4月23日（水）
第一次審査 結果通知	4月23日（水）
第二次審査（プレゼンテーション）	5月 1日（木）
第二次審査 結果通知	5月 2日（金）
協議開始	5月 7日（水）
契約締結	5月 中旬

5 募集要項及び関係書類の配布

熊本城マラソン公式ホームページに掲載する。郵送または電送（ファックス、電子メール等）による配布は行わない。

6 参加表明書の提出について

(1) 提出資料

① 参加表明書（様式第1号）及び参加資格審査調書（様式第2号）：原本1部
企業名を明記のうえ、社印を押印し提出する。共同企業体で提出する場合は、共同企業体名を明記のうえ共同企業体の代表構成員を明らかにし、共同企業体構成員全ての企業について、企業名を明記し社印を押印する。なお、本業務実施者の選定に係る連絡は共同企業体の代表事業者に行う。

② 法人概要（様式第3号）：原本1部、写し10部（社名等抹消）
設立年月日、資本金が確認できる箇所の登記簿の写しを社名等抹消せずに1部添付すること。

③ 本業務の実施組織図（様式任意）：原本1部、写し10部（社名等抹消）

④ 共同企業体構成表（様式第4号）：原本1部、写し10部（社名等抹消）

※共同企業体で提出する場合のみ。

⑤ 県内外から広く誘客を図るイベント等の業務実績（様式第5号）

：原本1部、写し10部（社名等抹消）

作成にあたっては、参加表明書等の提出日までに履行が完了している同種または類似の実績の具体的な業務内容（設営、出展、企画、展示、催事、広報、運営等）を最大5件分明記・説明する。

なお、記載した実績の確認として、証明のできる契約書・仕様書等の写し等を添付すること。契約書・仕様書等の写し等は1部の提出とし、社名等抹消せずに添付すること。

⑥ 本業務の実施予定者（様式第6号）：原本1部、写し10部（社名等抹消）

⑦ 企画提案書（様式任意）：原本1部、写し10部（社名等抹消）

企画提案書は「熊本城マラソン2026」の企画・運営計画及び広報等での具体的な取り組みについて提案を求めるものであり、過去の業務に関する成果の一部の提出を求めるものではない。

(2) 提出期限

令和7年（2025年）4月22日（火）午後5時まで

(3) 提出方法

持参または郵送とする。

① 持参の場合は開庁日（休日を除く）午前9時～午後5時まで

② 郵送の場合は一般書留又は簡易書留とし、上記提出期限までに必着とする。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(4) 提出先

2の担当部署

7 提案事項について

企画・運営案について「別紙1 熊本城マラソン 2026 企画運営業務委託基本仕様書」に基づき、A4版35枚以内に具体的にまとめ、11部（うち10部は社名等抹消）を提出すること。

8 説明会について

本件公募型プロポーザルに伴う説明会は実施しない。

9 質問書（様式第7号）について

(1) 受付期限 令和7年（2025年）4月14日（月）午前10時まで

(2) 受付方法 電子メール

eventsuishin@city.kumamoto.lg.jp

（受信後に質問者まで受信確認のメールを返信する。返信メールがない場合は電話にて確認すること）

(3) 質問への回答は、参加を表明した全申込者に電子メールで回答する。

10 プロポーザルに参加するものが1者である場合の措置

プロポーザルに参加するものが1者であってもプロポーザルを行うものとする。

11 審査及び契約相手方候補者の選定等

審査及び契約相手方候補者の選定は、熊本城マラソン企画運営業務委託業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において行う。なお、審査は非公開とする。

(1) 審査は第一次審査・書類審査（以下、「第一次審査」という。）及び第二次審査・プレゼンテーション等（以下、「第二次審査」という。）を行う。

(2) 各審査における評価項目、評価内容、評価に関する基準及び配点等

別紙2-1「熊本城マラソン 2026 企画運営業務委託 評価に関する基準（第一次審査・書類審査）」及び別紙2-2「熊本城マラソン 2026 企画運営業務委託 評価に関する基準（第二次審査・プレゼンテーション等）」（以下、「評価基準」という。）のとおり。

(3) 第一次審査

① 評価基準を基に、事務局で審査を行い選定する。

② 第一次審査の評価合計点が、選定委員会が評価基準において定める選定基準点に満たない場合は選定しない。

③ 第一次審査の結果は書面等で通知する。

(4) 第二次審査

① 第一次審査の結果により選定された申込者から、参加表明書の受付順にプレゼンテーションを受け、選定委員会でヒアリングを行う。

② 出席者は3名以内とする。

プレゼンテーションは申込者ごとに約30分を予定し、順次個別に行う。

日時：令和7年（2025年）5月1日（木） 午前10時～（予定）

場所：熊本市役所 8階会議室

- ③ 第二次審査の評価に対する得点については、委員による得点を評価項目ごとに平均して算出（小数点以下第3位を四捨五入）する。
- ④ 第二次審査の評価合計点が、選定委員会が評価基準において定める選定基準点に満たない場合は原則として契約の相手方候補者として選定しない。
- ⑤ 第二次審査の結果は、第二次審査の参加者に対し書面等で通知する。

（5）契約相手方候補者の選定

- ① 第二次審査評価点の合計点が最も高い申込者（以下、「最高得点者」という。）を契約の相手方候補者として選定する。ただし、最高得点者が複数いる場合は、第二次審査の評価項目「3 業務遂行能力」の評価が、より上位の者を選定する。それでも同点の場合は抽選により選定する。
- ② 最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉できない場合は、次点の者を契約の相手方候補者とする。

1.2 プロポーザル審査結果の公表に関する事項

契約相手方候補者を決定した場合は、結果（参加表明書等を提出した者の商号又は名称、各審査結果、参加資格がないとした者についてはその理由、契約相手方候補者の商号又は名称を含む。）について担当部署での閲覧及び熊本城マラソンホームページにより公表を行うものとする。

1.3 その他留意事項

- （1）各様式については、提出時点において記載すること。
- （2）参加表明書提出後に都合により辞退を申し出る場合は、その旨を書面にて提出すること。なお提出様式は自由とする。
- （3）審査結果に対する異議は認めない。
- （4）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （5）参加表明書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- （6）提出された参加表明書等及び提案書等は返却しない。
- （7）提出された参加表明書等及び提案書等は、プロポーザル参加資格の確認及び提案内容の評価以外には、提出者に無断で使用しない。
- （8）提出期限後における参加表明書等及び提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- （9）基本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については契約相手方候補者と協議し、本業務の仕様書を作成する。
- （10）参加表明書等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、当該参加表明書等を無効とし、審査結果の取消し、契約相手方候補者決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとる。
- （11）参加表明書等は、加熱等で消えるインクを使用したペンでの記入は不可とする。

(参考) 関係書類

- 別紙 1 熊本城マラソン 2026 企画運営業務委託 基本仕様書
- 別紙 2-1 熊本城マラソン 2026 企画運営業務委託
評価に関する基準 (第一次審査・書類審査)
- 別紙 2-2 熊本城マラソン 2026 企画運営業務委託
評価に関する基準 (第二次審査・プレゼンテーション及び質疑応答)
- 別紙 3 熊本城マラソン 2026 企画運営業務委託 契約書 (案)
- 別紙 4 個人情報の取扱いに関する特記事項
- 別紙 5 特定個人情報等の取扱いに関する特記事項
- 別紙 6 特許権及び著作権等に関する特記事項
- 様式 1~6 熊本城マラソン 2026 企画運営業務委託 参加表明書等